

第十回国会 大蔵委員会 議 録 第 四 十 四 号

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長代理理事 小山 長規君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 清水 逸平君

高間 松吉君 吉米地英俊君

西村 直巳君 三宅 則義君

内藤 友明君 宮脇 喜助君

田中織之進君 竹村奈良一君

深澤 義守君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務官 舟山 正吉君

(銀行局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月二十七日

日本開發銀行法案内(内閣提出第一二八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

日本開發銀行法案(内閣提出第一二八号)

○小山委員長代理 これより會議を開きます。

昨二十七日、本委員会に付託された日本開發銀行法案を議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。池田大蔵大臣。

日本開發銀行法案

第一類第六号 大蔵委員會議録第四十四号 昭和二十六年三月二十八日

日本開發銀行法

目次

第一章 總則(第一條—第九條)

第二章 役員及び職員(第十條—第十七條)

第三章 業務(第十八條—第二十二條)

第四章 會計(第二十三條—第三十九條)

第五章 監督(第四十條—第四十二條)

第六章 補則(第四十三條—第四十九條)

第七章 罰則(第五十條—第五十二條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 日本開發銀行は、長期資金の供給を行うことにより經濟の再建及び産業の開發を促進するため、一般の金融機關が行う金融を補充し、又は獎勵することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本開發銀行は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三條 日本開發銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本開發銀行は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 日本開發銀行の資本金は、政府の米國對日援助見返資金特別

會計からの出資金百億圓と第四十七條第一項又は第三項の規定により政府の一般會計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 前項の米國對日援助見返資金特別會計からの出資金は、昭和二十六年年度において出資するものとする。

3 日本開發銀行は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により日本開發銀行がその資本金を増加する場合においては予算の範圍内で、日本開發銀行に出資することができ

5 政府以外の者は、日本開發銀行に出資することができない。

(定款)

第五條 日本開發銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 會計に関する事項

八 公告の方法

2 日本開發銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大

蔵大臣に届け出なければならない。

(登記)

第六條 日本開發銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七條 日本開發銀行でない者は、日本開發銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第四條第二項の規定は、日本開發銀行には適用しない。

(解散)

第八條 日本開發銀行の解散については、別に法律で定める。

2 日本開發銀行が解散した場合において、その残余財産は、別に法律で定めるところにより國庫に帰属する。

(法人に関する規定の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、日本開發銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 日本開發銀行に、役員とし

て、總裁一人、副總裁一人、理事七人以内、監事二人以内及び参事五人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十一條 總裁は、日本開發銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本開發銀行を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本開發銀行の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときは總裁の職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときには總裁の職務を行う。

4 監事は、日本開發銀行の業務を監査する。

5 参事は、總裁の諮問に応じ、日本開發銀行の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は日本開發銀行の業務に関し、總裁に対して隨時意見を述べることができる。

(役員任期)

第十三條 總裁、副總裁、理事及び監事の任期は、四年、参事の任期

は、二年とする。

2 総裁、副総裁、理事、監事及び参事は、再任されることができ

3 総裁、副総裁、理事、監事及び参事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第十四條 日本開発銀行と、総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本開発銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁、副総裁及び理事は、日本開発銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 日本開発銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 日本開発銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令による公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 日本開発銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 経済の再建及び産業の開発に寄与する設備(船舶及び車両を

含む)の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る)に必要な資金(以下本項中「開発資金」という)で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付けること。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

二 開発資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で金社でないもの)の発行する債券を含む。以下同じ。で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募すること。但し、その応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

三 銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金(以下本項中「返済資金」という)を貸し付け、又は返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募又は引受をすることが困難なものに応募すること。但し、その返済資金の貸付に係る貸付金及びその応募に係る社債の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。

四 前各号の業務に附帶する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は社債の応募は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還が確定であると認められる場合に限り、行うことができる。

(貸付利率)

第十九條 前條第一項第一号又は第三号の規定により行う資金の貸付の利率は、当該利率により収入する貸付金利息及び同項第二号又は第三号の規定により応募した社債の利子が日本開発銀行の事務取扱費、業務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子、附屬諸費及び資産の運用損失を償うに足るように、銀行の貸付利率を勘案して定めるものとする。

2 前項の日本開発銀行の貸付利率は、貸付の目的、貸付金の償還期限、担保等においてその種類を同じくする資金の貸付に対しては、同一でなければならない。

(業務方法書)

第二十條 日本開発銀行は、業務方法書を作成し、これに資金の貸付の方法、利率及び期限、社債の応募の方法、元利金の回収の方法その他の業務の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。

(業務の委託)

第二十一條 日本開発銀行は、銀行以外の者に対して第十八條第一項各号に掲げる業務を委託してはならない。

2 銀行が日本開発銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(金融機関との競争禁止)

第二十二條 日本開発銀行は、第一

條に掲げる目的にかんがみ、その業務の運営により、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章 会計

(事業年度)

第二十三條 日本開発銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(予算)

第二十四條 日本開発銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金利息、社債の利子その他の資産の運用に係る収入及び附屬雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、事務委託費、第四十六條第一項に規定する政府の貸付金の利子及び附屬諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手續については、大蔵大臣が定める。

(予備費)

第二十五條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本開発銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第二十六條 日本開発銀行の予算の

国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第二十七條 内閣は、日本開発銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本開発銀行に通知するものとする。

2 日本開発銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(追加予算及び予算の修正)

第二十八條 日本開発銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 日本開発銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3 第二十四條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第二十九條 日本開発銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2 第二十四條第二項から第五項ま

で、第二十六條及び第二十七條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたもののみとする。

(予算の執行)

第三十條 日本開発銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十一條 日本開発銀行は予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十二條 日本開発銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十三條 日本開発銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類(以下「財務諸表」という。)を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本開発銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備置置かなければならない。

(決算)

第三十四條 日本開発銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十五條 日本開発銀行は、決算完結後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十三條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益金の処分)

第三十六條 日本開発銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(資金の借入の制限)

第三十七條 日本開発銀行は、資金の借入をしてはならない。

(余剰金の運用)

第三十八條 日本開発銀行は、左の方法による外、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債の保有
- 二 資金運用部への預託金
- 三 日本銀行への預金

(会計検査院の検査)

第三十九條 会計検査院は、必要があると認めるときは、日本開発銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第四十條 日本開発銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本開発銀行からの報告又は第四十二條第一項の規定による検査の結果に基づき、日本開発銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(役員解任)

第四十一條 内閣総理大臣は、日本開発銀行の総裁、副総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 内閣総理大臣は、日本開発銀行の理事又は参事が前項各号の一に該当するに至つたときは、総裁に対し当該理事又は参事の解任を命ずることができる。

(報告の徴取及び検査)

第四十二條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本開発銀行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本開発銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを示ししなければならない。

3 第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(復興金融庫の解散)

第四十三條 復興金融庫は昭和二十七年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日に解散し、その権利義務(政府の出資に係るものを除く)は、日本開発銀行がその日において承継するものとする。

2 復興金融庫の解散の時における積立金に相当する金額は、日本開発銀行が前項の規定により権利義務を承継した日において、第三十六條第一項の規定により準備金として積み立てられたものとする。

として積み立てられたものとする。

3 復興金融庫が解散した場合において、昭和二十六年度において生じた復興金融庫に対する政府出資等に関する法律(昭和二十四年法律第百十四号。以下本則中「政府出資等に関する法律」という。)第二條に規定する剰余金と昭和二十五年度において生じた当該剰余金で、復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号。以下「昭和二十六年法律第 号」という。)附則第四項の規定により同年度において国庫に納付することを要しなかつたものの合計額が四十五億三千二百八十万二千円をこえるときは、その超過金額に相当する金額は、前項に規定する日において、第三十六條第一項の規定により、準備金として積み立てられたものとする。

(復興金融庫から承継した債権債務の整理に関する業務)

第四十四條 日本開発銀行は、前條第一項の規定により復興金融庫の債権及び債務を承継したときは、第十八條第一項各号に掲げる業務の外、その整理に関する業務を行うことができる。

2 日本開発銀行は、銀行及び商工組合中央金庫以外の者に対して前項に規定する業務を委託してはならない。

3 第二十一條第二項及び第三十九條の規定は、商工組合中央金庫が第一項に規定する業務の委託を受

けた場合について準用する。

(復興金融庫の解散時の資本金)
第四十五條 復興金融庫の解散の時における資本金の額は、復興金融庫の昭和二十五年年度末における資本金の額から、昭和二十五年年度の復興金融庫の国庫納付金の納付額のうち復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)第三條但書の規定により切り捨てられた額、政府出資等に関する法律第三條の規定により昭和二十六年年度において国庫に納付した金額、復興金融庫の昭和二十五年年度分の同條の規定による国庫納付金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額、同法附則第五項の規定により国庫に納付した金額及び未払込資本金額の合計額を控除した額とする。

(政府貸付金)
第四十六條 復興金融庫の解散の時における政府の復興金融庫に対する出資金は、第三十七條の規定にかかわらず、第四十三條第一項に規定する日において、政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたものとする。

2 日本開発銀行は、毎事業年度(昭和二十六年年度を除く。)前項の政府の貸付金に対し、政令で定める利率、計算の方法及び手続により、利子を支払わなければならない。

(法定出資)
第四十七條 日本開発銀行において、毎四半期(昭和二十六年年度の毎四半期を除く。)日本開発銀行が

復興金融庫から承継した権利のうち、その融通した資金に係る債権、その債務の保証の履行に因り取得した債権及びその債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充当した資金に係る債権の回収金(以下「復興金融庫関係回収金」という。)を生じたときは、当該四半期末において、当該復興金融庫関係回収金の額に相当する額の前條第一項に規定する政府の貸付金が返済されたものと

し、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該四半期末において、政府の一般会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

2 日本開発銀行は、昭和二十六年年度に限り、前條第一項に規定する政府の貸付金の返済に充てたるため、第四十三條第一項の規定により承継したもののうち第一号から第三号までに掲げるもの及び第四号に掲げるもの(以下本條中「復興金融庫関係回収金等」と総称する。)を、七十六億一千九百六十三万三千円(政府出資等に関する法律第三條若しくは昭和二十六年法律第 号附則第五項の規定により昭和二十六年年度において国庫に納付した金額又は復興金融庫の昭和二十五年年度の政府出資等に関する法律第三條の規定による国庫納付金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額があるときは、その金額の合計額を控除した金額、以下本條中同じ。)を限度として、昭和二十七年四月三十日まで

で、国庫に納付しなければならない。

一 政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金で昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により昭和二十五年年度において国庫に納付することを要しなかつたもの

二 昭和二十六年法律第 号附則第五項に規定する農林債券の償還金

三 復興金融庫の昭和二十六年年度における政府出資等に関する法律第三條に規定する回収金

四 昭和二十六年年度における復興金融庫関係回収金

3 昭和二十六年年度において前項の復興金融庫関係回収金等が七十六億一千九百六十三万三千円をこえる場合においては、当該超過金額に相当する金額の第四十六條第一項に規定する政府の貸付金が昭和二十七年三月三十一日において返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、同日において、政府の一般会計から日本開発銀行に対し出資されたものとする。

(国庫納付金の譲入の年度所属区分及び納付の手続)
第四十八條 前條第二項の規定による国庫納付金は、一般会計の昭和二十六年年度の譲入とする。

2 前項に規定する国庫納付金の納付の手続は、政令で定める。

(業務の引継に関する細目)
第四十九條 この法律に規定するものを除く外、日本開発銀行による

復興金融庫の業務の引継に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則
第五十條 日本開発銀行の役員又は職員が、第四十二條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 左の場合においては、その違反行為をした日本開発銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

二 この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

三 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十八條第一項各号に掲げる業務及び第四十四條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十一條第一項又は第四十四條第二項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

六 第三十七條の規定に違反して資金の借入をしたとき。

七 第三十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

八 第四十條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第五十二條 第七條第一項の規定に

違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
1 この法律中附則第二項、第二十二條第二項、第二十四條、第二十八條及び第三十一條から第三十三條までの規定以外の規定は、公布の日から、附則第二項、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十八條及び第三十一條から第三十三條までの規定は、復興金融庫の解散の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
復興金融庫法
復興金融庫に対する政府出資等に関する法律

3 大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本開発銀行の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

5 設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し米國対日援助見返資金特別会計からの出資金の払込の請求をしなければならない。

6 前項に規定する出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込のあつた日)において、設立委員は、その事務を日本開発銀行の總裁に引き継がなければならない。

7 總裁が前項の事務の引継を受けただ日において、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

8 日本開発銀行は、設立の登記を

することに因り成立する。

9 この法律施行後最初に任命される理事、監事及び参事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち三人及び監事のうち一人については、それぞれ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年、参事のうち二人については、総裁の定めるところにより、一年とする。

10 日本開発銀行は、昭和二十六年度に限り、左の各号に掲げるものを、四十五億三千二百八十萬二千円（復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第二條の規定により昭和二十六年において国庫に納付した金額又は復興金融金庫の昭和二十五年度分の同條の規定により国庫納付金で、昭和二十六年法律第 号附則第四項の規定により国庫に納付した金額があるときは、その金額の合計額を控除した金額）を限度として、昭和二十七年四月三十日まで国庫に納付しなければならぬ。但し、その納付の順序は、各号列記の順序に従うものとする。

11 一 第四十三條第一項の規定による復興金融金庫の権利義務の承継により同項に規定する日における日本開発銀行の貸借対照表に利益金として計上すべき金額に相当する金額。
二 日本開発銀行の昭和二十六年度の損益計算上の利益金
第三十六條第一項の規定は、前項の規定により国庫に納付した昭和二十六年度の損益計算上の利益金については適用しない。

12 第四十八号の規定は、附則第十項の規定による国庫納付金について準用する。この場合において、第四十八條第二項中「納付」とあるのは「計算の方法及び納付」と読み替へるものとする。

13 附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定によるその納付した事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

14 附則第十項の規定により日本開発銀行が国庫に納付した金額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により附加価値税を課する場合において、同法の規定により加算法によつて附加価値税を算定するとき、又は同法の規定により附加価値税額を事業税に相当する額によつて算出するときに於けるその納付した事業年度の所得の計算上損金に算入し、又、地方税法により控除法によつて附加価値税を算定するときにおける特定の支出金額に算入する。

15 大蔵大臣は、復興金融金庫の解散の登記を、その主たる事務所及び従たる事務所の登記所に嘱託しなければならない。

16 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

17 前項の登記については、登録税を課さないものとし、日本開発銀行が第四十三條第一項の規定により承継した権利についてする権利の取得及び所有権の保存の登記は、登録税法（明治二十九年法律

第二十七号）の規定の適用については、登記の変更の登記とみなす。

18 他の法令中「銀行」という場合には、日本開発銀行を含まないものとする。

19 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に、「復興金融金庫法」を「日本輸出銀行法、日本開発銀行法」に改め、同條第十八号中「復興金融金庫」を「日本輸出銀行、日本開発銀行」に改める。

20 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二を次のように改める。

六ノ二 日本輸出銀行ノ発スル証書帳簿
同條第六号ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ九 日本開発銀行ノ発スル証書帳簿
六ノ九 日本開発銀行ノ発スル証書帳簿

21 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第六号を次のように改める。

六 削除
六 削除

22 法人税法の一部を次のように改正する。
第四條第二号中「住宅金融公庫及び復興金融金庫」を「及び住宅金融公庫」に改める。
23 産業復興公庫法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

24 公団等の予算及び決算の査定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「復興金融金庫」を削る。

25 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「復興金融金庫」を削り、同項第四号の二を次のように改める。

四の二 日本輸出銀行及び日本開発銀行を監督すること。

26 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

27 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

28 資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号を次のように改める。

六 削除
六 削除
29 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律（昭和二十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「復興金融金庫」

を「日本開発銀行」に改める。

30 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

31 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「復興金融金庫」を削る。

32 日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「復興金融金庫」を「日本開発銀行」に改める。

33 金融緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中「恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、復興金融金庫」を削る。

34 改正前の登録税法第十九條第七号及び第十八号、改正前の印紙税法第五條第六号ノ二、改正前の大蔵省設置法第十二條第一項第四号、改正前の貸金業等の取締に関する法律第二條第一項第二号、改正前の国庫出納金等端数計算法第一條第一項、改正前の電気事業会社の米国対日援助見返資金の借入金の担保に関する法律第一條第二項及び改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項の規定は、復興金融金庫については、これらの規定に係る改正規定施行後も、復興金融金庫の解散の日まで、なお、その効力を有する。

○池田田務大臣 たいだいま議題となり
ました日本開港銀行法案につきま
して、提案の理由を御説明いたし
ます。

わが国の経済基盤を育成し、その
将来における自立を安定した基礎
の上に招来するためには、重要基礎
産業の所要資金、なかんずく長期設備
資金の供給を円滑ならしめる必要が、つ
とに認識されておつたのであります。

これがため、政府におきましては、將
来とも長期産業資金を確保するため、
種々の施策を実施して参つたのであり
まして、まず第一に、企業の必要とし
る長期産業資金は、本来増資あるいは
社債の発行のごとき、自己資本の充實
によつて調達すべきであるとの考えに
立脚して、証券市場の育成、証券投資
思想の普及などに努力して参つたので
あります。しかしながら資本の蓄積も
乏しく、国民所得も概して零細なわが
国の実情に徴しますときは、このよう
な施策のみをもつては、必ずしも
全きを期したいと考えられましてた
めに、第二の対策として、さきに金融
債の発行を認め、預金部資金によるそ
の引受を行うこととしたのでありま
す。過去一箇年における債券発行銀行
の実績に徴しますと、これらの銀行は
国民経済上重要と考えられる産業に資
金の供給を行つており、今後の活動も
期待せられるのであります。これらの
銀行は商業ベースにのつて業務
を行うことを、大原則としてゐるの
でありまして、この点から見て債券発行
資金による産業資金の供給のみをもつ
てしても、これまた十分とはいひがた
いといわなければならないのでありま
す。

このような諸点並びにそのよつて来

の原因にかんがみまして、政府は、こ
のたび全額政府出資による独立の金融
機関を設立し、その業務としてわが国
の経済再建、及び産業の開発に必要な
長期設備資金を供給せしめることとし
たのであります。その運用資金としま
しては、昭和二十六年度においてさし
あたり百億圓を米國対日援助見返資金
特別会計から出資いたしまして、これ
に充てることとしております。なお、
昭和二十六年度中の一定の時期におい
て、復興金融庫を解散し、その権利
義務を承継した後におきましては、そ
の回收金は原則として一般会計からの
新しい出資金となることとなつており
ます。

右のほか、日本開港銀行の業務の運
営に関する基本方針については、日本
輸出銀行とおおむね同一であり、役職
員の地位、大蔵大臣の監督、予算の編
成及び執行、経理その他の面におきま
して、できる限り無用の拘束を少く
し、その能率的運営を期してござい
ます。

何とぞ御審議の上御賛成せられるよ
う切望してやまないものであります。
○川野委員 たいだいま議題となつてお
ります日本開港銀行法案の審議の関
係上、参考資料を要求したいと存
じます。復興金融庫の今日までの整
理未済の債務者の人名及び個人々々の
債務金額、債務整理の進行状況、以上
の三点の資料を要求したいと思ひま
す。

○舟山政府委員 復興金融庫の貸付
金の管理につきましては万全を期して
おるのであります。今御要求になり
ましたような資料につきましては、こ
れは相当収集整理に時間を要します。

またその中には公表を必ずしも適当と
しないものもございますので、復金の
貸付金の現状等を御報告する程度で、
ぜひとも御了承願ひたいと考える次第
であります。

○川野委員 実は私はぜひ要求したい
のでありますけれども、ただいまの御
答弁によりまして、資料の整理等に
相当の時間を要するといふお話であり
ますので、この点は機を見て参考資料
の要求をすることにしたしまして、実
は進行途中でもつけようですから、機
を見て御説明願ひたいと思ひます。

○小山委員長代理 それでは復興金融
庫の現状に関する資料については、
至急御提出をお願いいたします。

質疑に入るに先だちまして、銀行局
長から開港銀行法案の内容のあらまし
について説明を承りたいと思ひます
が、御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○小山委員長代理 御異議なしと認め
ます。それではさよう決しまして、舟
山銀行局長の説明を求めます。

○舟山政府委員 それでは御審議の時
間の都合もありますので、法案につ
きまして要点を御説明申し上げたいと
存じます。実はこの銀行法の條数は相
当多いのでございますが、その中には手
続上に関係するものが相当部分を占
めておりますので、実体的に問題とな
ります点を拾ひ上げて、若干の御説明
を申し上げたいと存じます。まず逐條
的に申し上げた方が御便宜かと考えま
すので、そういたしたいと思ひます。

第一條は目的をうたいまして、「日本
開港銀行は、長期資金の供給を行うこ
とにより経済の再建及び産業の開発を
促進するため、一般の金融機関が行

金融を補完し、又は奨励することを目
的とする。」となつておりますが、こ
の開港銀行は、経済の再建、産業の開
発のために、長期資金の供給を行う特
殊の金融機関であるといふことをうた
つたのであります。しかも市中の一般
の金融機関との競合を避けますために、
それらが長期資金の供給をしやす
うにし、またはこれを補助するとい
う建前をとつておるのであります。こ
れは後ほど申し上げます開港銀行の業
務の條項に基いて、具体的にどうい
うことをやるかということが現われて
参ります。

第二條は「日本開港銀行は、公法上
の法人とする。」といふのでございま
して、大体において先般御審議を願
ひました日本輸出銀行に、性格は類似し
ておる点が多いのでございますが、特
に申し上げる必要のある事項は、こ
れは、こちらからの御説明には省略し
たいと思ひます。

まず第三條であります。主たる事務
所を東京に置きますが、必要な地に
従たる事務所を置くのでございます。こ
の開港銀行は輸出銀行の場合とは違
ひまして、相当直営的に業務を営まな
ければならないと思ひますのでござ
いまして、貸付量の多い土地には支店を
設け、直轄の人員を配置するといふこ
とが必要かと考えておるのでございま
す。

次に資本金は、第四條にございま
す通り、一応見返り資金から百億の出
資をするのでございます。それから復興
金融庫が現在貸付をいたしておりま
すが、その回收のありました分は、あ
とで申し上げますような規定に従いま
して、自動的に開港銀行の資本金にな
ります。

つて行く建前をとるのであります。そ
れからなお三項におきましては、大蔵
大臣の認可を受けて、右に申しまし
た以上の資本金の増加ができるように
いたしておるのでございます。なおつ
いででございますので申し上げますが、
大蔵大臣の認可を受ける場合は、ほと
んどこの場合だけに限るのでありま
して、その他の業務報告書の作成とか、
あるいは定款の作成とかいうようなこ
とにつきましては政府は干渉しない。
事後の届出をもつて足りるという建
前をとつておるのであります。この点
も輸出銀行と同様でございます。そ
れから五項には「政府以外の者は、日
本開港銀行に出資することができない。」
といふゆる政府機関であるといふこと
をうたつてございます。

第五條の定款については、特に申し
上げることもございません。それから
登記、名称の使用制限も、特に申し上
げることはございません。

それから解散は、第八條にございま
すように、「その残余財産は、別に法
律で定めるところにより、国庫に帰属
する。」さきに申しましたように、こ
の開港銀行は一般会計からの出資と見
返り資金からの出資があるわけござ
いまして、どういふふうに按分して残
余財産を分配するかというところは、そ
のときの法律で定める趣旨でござい
ます。

それから第二章、役員及び職員に参
りまして、第十條「日本開港銀行に
役員として、總裁一人、副總裁一人、
理事七人以内、監事二人以内及び参
事五人以内を置く。」と規定してござ
います。この銀行の業務は相当広範囲に
わたることが予想されますので、理事

も七人以上という比較的多数を置くことにいたしましたのでございます。

その職務、権限は十一條に規定するところでございますが、特にここでは参与を置くということについて一言申し上げますれば参与は、「總裁の諮問に應じ、日本開發銀行の業務に關する重要事項について意見を述べ、又は日本開發銀行の業務に關し、總裁に對し隨時意見を述べることが出来る。」とありますように、總裁に對する意見具申機關でございます。これはこの開發銀行の業務が、日本の産業經濟の非常に広汎な面にわたりますので關係を保持しております点にかんがみまして、産業界等から参与を選任いたしまして、適宜意見を具申せしめるといふことが、業務運営上適當であらうと考えた次第であります。これは往年の特殊銀行にも参与、理事等の制度もあつたのでございまして、それらも參照した次第でございます。

それから役員は十二條にございしますが、總裁、副總裁及び監事が内閣總理大臣の任命にかかつております。この總裁、副總裁がきまりました上で、總裁が理事及び参与を任命する建前をとつておるのでございます。

それから十三條は、その任期の規定であります。これは附則にございすように、このうち一部分、最初の任期はこの例によりません。短かくいたしまして、いわゆる任期が重なり合つて行くような仕組みをとつておるのでございます。

それから代表權の制限、代理人の選任、職員の任命、役員及び職員地位等につきましては、大体輸出銀行の場合と同様でございます。特に申し上げ

けることはございません。

第三章の業務でございますが、第一條にうたいました本銀行の目的からいたしまして、十八條に「左の業務を行う。」といふことをうたつてございす。すなわちこの開發銀行の法案が最後的に固まります前には、たとへば開發銀行はリファイナンスの仕事だけをするといふたような構想もあつたのでございす。それから比べますとずつと広くなるのでございす。新規の融資もするのであります。一は「經濟の再建及び産業の開發に寄与する設備（船舶及び車両を含む）の取得、改良又は補修に必要な資金」でありまして、銀行その他の市中の金融機關から供給を受けることが困難なものに貸し付ける。但し、その貸付に係る貸付金の償還期限は、一年未満のものであつてはならない。といふしたのであります。言いかえますれば、一年以上の長期設備資金でありまして、市中の金融機關からは通常なか／＼出てくれないものを供給するのであります。ここに市中金融機關の業務との間に、はつきりした一つの線を画しまして、無用の競合その他がないようにしたわけでありす。第二号は同じような趣旨をもちまして、開發資金の調達のために発行される社債あるいは特殊法人債でございまして、証券業者等が普通の場合には応募、引受が困難であるといふものにつきまして、この銀行が応募だけをしたのでございす。引受を省きましたのは、これは銀行業務と証券業務と分離するといふ最近の考え方に基づきまして、銀行が証券の引受をすることには必ずしも適當でない。これは証券業者にゆだねるべきであるといふ考え方

に基いて、応募だけにいたしましたのでございす。それから第三号は、いわゆるリファイナンスでございまして、すでに金融機關が貸し付け、または社債等が発行されておる場合にその返済資金をこの銀行が貸付または社債に応募するといふことを、規定しておるのでございす。それから二項に参りまして、ただいま申し上げましたような「資金の貸付又は社債の応募は、当該貸付に係る資金の償還又は当該応募に係る社債の償還が確保であると認められる場合に限り、行うことができる。」と特に規定いたしましたゆえんのものは、この前各号におきまして、市中金融機關ができないことをやるのであると書いてありますので、しからば返済等が困難であるもの、この銀行があるいは救済的に、あるいは政治的に金融するのであるといふたようなことを規定しておるのでございす。市中の金融機關が融資することは困難でありますけれども、その貸付または社債の応募は、あくまでペイニング・ペー・スに乗つておるものでなければならぬといふ趣旨をうたつたものでございす。

それから貸付利率、十九條の規定におきましては、これまたこの趣旨をいたしますところは、この銀行の貸付利率等が不当に安くて、市中に対して圧迫を加えるといふことを避けしめる意味でございす。すなわちこの資金の貸付の利率は、当該利率によつて収入する貸付金利息、それから社債の利子、日本開發銀行の経費、あるいは政府に對して支払うべき利子、この点はあと出て参りますが、これらの諸経費を償うに足るようにしてこの銀行の

採算制を確保いたし、かつ市中の銀行の貸付利率も勘案して、適當な利率をきめることになつておるのでございす。それから二項は、これも輸出銀行の場合にございまして、特殊の場合に特殊の利率上の恩恵を与えてはいけないといふことをうたつておるのでございす。

業務方法書につきましては、先ほど申し上げましたように銀行においてこれを作成することになつておるのでございす。

業務の委託につきましては、先ほど申し上げましたが、大体開發銀行は直營的な行き方で行きたいと思つてございす。しかし店舗の設置その他の關係から、相当他の金融機關を利用する場合も考えられますので、委託の規定を置いたのでございす。しかしその場合は、相手は銀行に限るといふ趣旨をはつきりさせたものでございす。

それから二十二條には、特に市中金融機關に圧迫を加えることを警戒する意味において、業務の運営により、銀行その他の金融機關と競争してはならない。といふ趣旨をうたつたのでございす。

第四章の會計につきましては、手続的な規定が多いので、特に御説明申し上げる必要はないかと考えますが、二十四條におきまして「毎事業年度、収入及び支出の予算を作成」とありす。その内容は、第二項に規定してございす。すなわち、収入、支出の全部についてこれをいたすのでありませんで、いわゆる経費予算を大蔵大臣に提出し、閣議の決定を経てから国会に提出して承認を求める、こういうことをうたつたのでございす。

とをうたつたのでございす。予備費、予算の議決、予算の通知、追加予算及び予算の修正、暫定予算、予算の執行といふようなことにつきましては、特に申し上げることはないかと思ひます。

つづつと参りまして三十六條の利益金の処分でございますが、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付することをいたしまして、準備金として積み立てて行くといふ趣旨をはつきりさせたのでございす。この準備金は、損失の補填に充てる場合を除いては、とりくずさないことになつておるのでございす。

三十七條は「日本開發銀行は、資金の借入をしてはならない」と規定してございす。この点に關しましては、開發銀行は、あるいは社債を発行してあるいは借入金ができるようにしてある方が、開發銀行の將來の業務運営上適當ではなからうかといふ見地をもつて、検討いたしたのであります。今回は一應資金の借入れはできないといふことで、発足せしめたいと考えた次第でございす。

三十八條の業務上の余剰金の運用につきましては、これは國債の保有、資金運用部への預託金、日本銀行への預金といふように限定されておるのでございす。

それから第五章の監督のところ参りますと、第四十條におきまして、この開發銀行は大蔵大臣の監督に属するといふことを明らかにいたしております。以下は輸出銀行の例もございすので、説明を省略させていただきます。

第六章の補則では、復興金融庫と

いて、ただいま銀行局長から御説明があつたのですが、実は今日の衆議院公報を見ますと、本日本委員会に付託になつております。ところがなるほど五月まで本国会は継続せられるとはいひながら、諸般の事情から当然自然休会に入るものというように考へておるのではありません。従つて本日どういう大きな法案を出されても、とてもじやないがわれ／＼としてこれを研究し、あるいはこれを審議することは非常にむずかしいのじやないかと思ふのです。ところでまず当局がこの日本開発銀行法案を作成するにつき、それに要したところのいろいろな關係法規の改正あるいは資料等について、獎勵人員といひますか、本法案ができ上るのに要したところの人数を承りたいと思ひます。

○小山委員長代理 大上君、ただいまの趣旨を一つ何々／＼というふうに明確にもう一べんおつしやつていただきたい。

○大上委員 特に質問の中心点は、本法案が当大蔵委員会に付託せられたについての獎勵人員といひますか、これのいろいろな關係法規について調査せしめたところの人員、あるいはこれを立法せしめたところの人員、これに關係した法制意見局の獎勵人員、これの合計を聞かしてもらいたい。

○舟山政府委員 この法案を作成するにあつては、銀行局の關係者を動員いたしまして、できるだけ早く成案を得るために努力をいたしたのでありますが、その人員も關係するところは広く、またその延日数等も特に計算しておりませんので、一口には申し上げかねますが、乏しい人員をもちまして、できるだけの努力を払つた次第であります。御了承願ひたいと思ひます。

○大上委員 人員が出ぬそりでございしますが、もちろん乏しい人員をもつて十分おやりになつたことは認めるのでありますが、私はたび／＼言ひたいですけれども、なるほど当局といたしましては、各末端機關の調査といひますか、各機關をお持ちである。あるいはいろいろ／＼な關係で、銀行その他についての資料の収集も可能である。しかもこれは議員提案ではない。内閣提出になつておりますが、われ／＼がほんとうにこれを真剣に調査しようといひますと、国会議員には、皆さん方当局が部下を動かすような資料が寄らないのです。従つて先般も西川政務次官に申し上げておきましたが、農林漁業融資特別会計につきまして、単に塩田並びに造林關係の、いわゆる金利を引下げるにつきまして、私の経験において、資料に便に約一週間余りかかつておる。従つてあと残り少いと言つては語弊がありますが、もちろん自然休会中といへども委員会は活動し得ると思ひますが、個人的に見てこれだけの大きな問題をわずかの間に、しかも国会の末期になつて本委員会に提案せられて、私個人としては十分なる審議が尽し得ないと思ひますが、当局はどのように考へておりますか。(その通り)と呼ぶ者あり)

○舟山政府委員 現在長期資金の確保といふことにつきましては、世上いろいろ関心を持っておりまして、この法案はその要諦にこたへるものでございまして、またこれはすでにあります制度をかえるというふうなものと違ひないで、現在の足りないところを新しい

制度によつて補うということでございますので、もつぱら政策的事項に關します。さういふものにつきましては、いろいろの資料の収集ももちろん必要でございすけれども、大きなねらいどころからこれを決定していただいてけつこうではないかと考へます。

○竹村委員 議事進行。今大體開發銀行法の審議に入られておるわけでございますが、結局本国会も休会を前にいたしますので、非常に議案が輻輳しておるので、これを早く協力して上げてもらいたいといふようなことも、議運等におきましてはたび／＼問題にされ、協力を要請されておるわけでありまして、そこで私委員長にひとつ伺ひたいしたいのは、さういふような場合にでき得るだけ早く審議を了して、議案を上げるということについては、われわれは反対ではないわけでありまして、しかしわれ／＼不可解でかなわぬのは、本大蔵委員会におきまして、たとえば農林中央金庫法の一部を改正する法律案、これは夏堀源三郎外四十七名という各党各派によつて、いわゆる満場一致の形で提案されておる法案が、いたずらに遷延されておる。これはおそろく質疑もないだらうし、各党が賛成して各党が提案者になつておる以上は、これはすみやかに通すのがほんとうである。ところが一方において、政府あるいはまた与党の諸君は、議案審議をすみやかにやつてもらいたい、あるいは末期に至つてはできるだけ協力していただきたいといふことを言ひながら、各党各派が満場一致で出しておるところの法案をいたずらに遷延させておられる理由、この理由をひとつ委員長から承りたいと思ひます。もし

こういふことができるだけ早く通せるような法案が遷延されておつて、開發銀行のような重大な法案を、さういふ末期の切迫した時期になつて、早く協力して大綱だけきめてくれといふようなことは、理論的にも矛盾もはなはだしい。従つて法案審議を促進してくれといふ与党の諸君は、寛利寛略によつて法案審議をされておるのかといふことを聞きたいのでありますが、さういふことは別問題といたしまして、まず委員長として、この法案をどういふふうに処理されるか。この点を明確にしたいので、開議銀行の質疑に入りたいと思ひます。まずこの点を委員長から明らかにしてもらいたいと思ひます。

○小山委員長代理 ただいまの竹村君の委員長に対する質問は、現在提案されておる農林中央金庫法の取扱いをどうするかという御趣旨のようでありまして、この点につきましては、この委員会が休憩に入りましたときに、理事会で御相談申し上げたいと思つております。

○竹村委員 しかし先ほど申しましたように、これは非常に矛盾しておるわけですから、この法案を早く上げようといふならば、さういふ満場一致の法案はすみやかに上げて、もう本会議を通すのがほんとうなんです。そして参議院に送り込むのがほんとうです。従つて休憩のときに理事会でさういふような悠長なことをおつしやらずに、今ただちに休憩されて、まず早く通せる法案は通してしまふ。私は与党にも協力する意味で言つておるのですから、早く通して、通せないやつは——開發銀行といふような大きな問題に關しまし

は、十分ここで審議を尽くす。そのためにはもう異議のないものは早く通してしまふ。この意味からただちに休憩されて理事会を開かれて、この取扱いについて相談されんことを特に再び提案するわけでは。

○小山委員長代理 休憩の時期については委員長に御一任願ひます。

○竹村委員 それでは今日はこれをもつてただちに休憩されんことの動議を提出いたします。

○小山委員長代理 竹村君のただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小山委員長代理 それでは午前中は、これをもつて休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十六年四月十一日印刷

昭和二十六年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所